

教育委員会10月定例会会議録

1. 日 時 令和7年10月28日(火)午後4時00分～

2. 場 所 ウララⅡ(7F) 会議室1

3. 出席委員 教 育 長 入 野 浩 美
教育長職務代理者 鈴 木 敏 之
委 員 福 島 幸 子
委 員 高 橋 信 子
委 員 石 川 一 幸

4. 委員以外の出席者

教 育 部 長	加 藤 史 子	参 事	中 島 健 一 郎
教育総務課	山 口 晃 一	学 務 課	塚 本 耕 司
生涯学習課	矢 内 良 則	文化振興課	佐 賀 憲 一
スポーツ振興課	日 高 寿 志	指 導 課	郡 司 茂 樹
学校給食センター	渡 辺 直 子	図 書 館	武 藤 修 美
博 物 館	関 口 満	上高津貝塚	比 毛 君 男

5. 議 題

(1) 報 告

報告第3号 専決の報告について(土浦市教育委員会事務局組織規則の一部改正について)
(教育総務課)

報告第4号 専決の報告について(土浦市教育委員会公印規則の一部改正について)
(教育総務課)

報告第5号 専決の報告について(土浦市教育委員会事務決済規程の一部改正について)
(教育総務課)

(2) 議 案

議案第31号 土浦市荒川沖東部地区学習等供用施設の指定管理者の選定について
(生涯学習課) (非公開)

議案第32号 土浦市荒川沖西部地区学習等供用施設の指定管理者の選定について
(生涯学習課) (非公開)

(3) その他

① 第48回子ども郷土研究の審査結果について (上高津貝塚ふるさと歴史の広場)

6. 傍聴者 なし

7. 議事内容

教 育 長 では、定刻になりましたので、令和7年10月の教育委員会定例会を開催いたします。
開催に当たりまして、委員の出席定数を満たしておりますので、本日の会議は成立するということをお願いいたします。

本日の議事のうち、非公開とさせていただきたい案件が2件ございます。議案第31号及び第32号につきましては、12月の市議会に提出する案件となりますので、議会前のため非公開とさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

教 育 長

ありがとうございます。

それでは、議案第31号及び32号につきましては、非公開とします。

なお、本日、傍聴者はございませんので、次第のとおり進めさせていただきます。

それでは、次第の2番、教育長報告事項について、教育総務課からお願いします。

教育総務課

————— 9月25日以降の行事について報告 —————

教 育 長

よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

教 育 長

それでは、次第の3番、報告事項に移ります。

報告第3号 専決の報告について（土浦市教育委員会事務局組織規則の一部改正について）、教育総務課からお願いします。

山口課長。

教育総務課

資料②－1の2ページをお願いします。

土浦市教育委員会の事務局組織規則の一部改正についてです。

本件は、先月の定例会にて説明いたしました土浦市教育支援センター条例及び施行規則が10月1日付にて施行となったことに伴う改正で、事務専決規程第2条第1項の規定に基づき、専決をさせていただいたものです。

続きまして、資料②－3をお願いいたします。

改正の内容といたしましては、規則内において、教育相談室とされていた名称を教育支援センターへ改正いたしました。その他、学習等供用施設につきまして、文言の修正を行っています。

説明は以上でございます。

教 育 長

ただいまの説明につきまして、御意見、御質問等ございますか。

よろしいでしょうか。

それでは、報告第3号につきましては、御承認いただけますでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

教 育 長

ありがとうございます。

それでは、報告第3号については、承認といたします。

続きまして、報告第4号 専決の報告について（土浦市教育委員会公印規則の一部改正について）、引き続き教育総務課からお願いします。

教育総務課

資料③－1の2ページをお願いします。

土浦市教育委員会公印規則の一部改正についてです。

改正の趣旨といたしましては、先ほどと同様でございます。

資料③－3をお願いします。

改正内容といたしましては、公印を教育相談室長印から教育支援センター所長印へ改めるとともに、管守者を教育相談室長から教育支援センター所長へ改正いたしました。

説明は以上でございます。

教 育 長 この件につきまして、御質問、御意見等ございますか。
よろしいでしょうか。
それでは、報告第４号につきましては、御承認いただけますでしょうか。
〔「はい」と呼ぶ者あり〕

教育総務課

資料④－１の２ページをお願いいたします。

土浦市教育委員会事務決裁規程の一部改正についてです。

こちら、改正の趣旨といたしましては、先ほどと同様でございます。

資料④－３をお願いいたします。

改正の内容といたしましては、施設長名を教育相談室長から教育支援センター所長へ改正いたしました。

なお、３件ともに、令和７年１０月１日の施行となっております。

報告は以上でございます。

教 育 長 ありがとうございます。

 それでは、報告第5号については、承認いたします。

 報告は以上となりますので、続きまして、次第の4番、議案に移ります。

 議案第31号 土浦市荒川沖東部地区学習等供用施設の指定管理者の選定について、生涯学習課からお願いします。

 矢内課長。

それでは、議案第31号につきましては、原案どおり可決することで御異議ございませんか。

教 育 長 ありがとうございます。

 それでは、議案第 31 号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

 続きまして、議案第32号 土浦市荒川沖西部地区学習等供用施設の指定管理者の選定について、引き続き生涯学習課長からお願いします。

 矢内課長。

を協議】（非公開）

教 育 長

それでは、議案第32号につきましては、原案どおり可決することよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

教 育 長

ありがとうございます。

それでは、議案第31号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案は以上でございます。

続きまして、次第の5番、その他に移ります。

その他の1番、第48回子ども郷土研究の審査結果について、上高津貝塚ふるさと歴史の広場から、お願いします。

上高津貝塚

—————第48回子ども郷土研究の審査結果について説明—————

教 育 長

ただいまの説明について、御意見、御質問等ございますか。

高橋委員、どうぞ。

高 橋 委 員

この論文と新聞というのは、形式は決まっているんですか。

上高津貝塚

新聞の部から御説明させていただきます。基本的にA3判の縦型に収まるような壁新聞の形でございます。それに対しまして、論文の部は、基本的に原稿用紙で書いてくださる方が多いのですが、場合によっては写真をつけたり、図面を付けたり、そういった資料を付けてくださる方も多くございます。そういった資料を多く付けてくださった方が、どちらかという評価が高いというような傾向がございます。

以上でございます。

教 育 長

そのほか、よろしいでしょうか。

それでは、本日案件は以上でございます。

では、次回の定例会の日程について、山口課長からお願いします。

山口課長。

教育総務課

—————次回の定例会日程等について案内—————

教 育 長

総合教育会議が11月14日、午前11時から、定例会の11月18日火曜日、午後4時からとなっておりますので、よろしくお願いいたします。

本日は以上でございます。

以上をもちまして、令和7年10月の教育委員会定例会を閉会いたします。

ありがとうございました。